

## 公益財団法人やまがた農業支援センター やまがた農商工連携ファンド事業助成金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、やまがた農商工連携ファンド事業実施要領に基づき、公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「センター」という）が、県産農産物の販路拡大や農業・農村資源等を活用した新事業・新サービスの創出・育成を図るため、農林漁業者と中小企業者が連携し行う事業（以下「助成対象事業」という）に対し、予算の範囲内において「やまがた農商工連携ファンド事業助成金」（以下「助成金」という）を交付するために必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要領において、農林漁業者、中小企業者、特定非営利活動法人、農事組合法人等、農商工連携支援機関は、次に規定するとおりである。

- (1) 農林漁業者とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む）をいう。
- (2) 中小企業者とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条に規定する中小企業者（農林漁業者を除く）をいう。
- (3) 特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2号に規定する特定非営利活動法人をいう。
- (4) 農事組合法人等とは、農商工等連携事業の促進に関する基本方針（平成20年8月20日総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省告示第2号）第二1（4）（イ）なお書きで中小企業者として農商工連携事業を実施することが想定される農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会をいう。
- (5) 農商工連携支援機関とは、農林漁業者及び中小企業者が連携して取り組む事業を支援する事業を行う、農業協同組合、商工会、商工会議所、山形県食品産業協議会等をいう。

### (助成事業者及び助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業者（以下「助成事業者」という）及び助成対象事業は、次に掲げるものとする。

#### (1) 助成事業者

- ① 県内で生産活動を行っている農林漁業者（県内において新規に農林漁業を行おうとする者を含む。以下同じ）及び県内において創業する者又は県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者との連携体（以下「農林漁業者と中小企業者の連携体」という。）
- ② 県内で生産活動を行っている農林漁業者及び県内において創業する、又は県内に主たる事務所・事業所を有する特定非営利活動法人、農事組合法人等の中小企業者以外のものとの連携体（以下「農林漁業者とNPO法人等との連携体」という。）
- ③ 上記①の連携体を支援する事業（以下「農商工連携支援事業」という。）を行う農商工連携支援機関

#### (2) 助成対象事業

助成対象事業は、次に掲げる事業とする。

- ① 農商工連携事業（農林漁業者と中小企業者の連携体及び農林漁業者とNPO法人等との連携体が実施する以下の事業）
  - ア 海外展開等支援  
輸出相手国のニーズにあわせた商品の改良（農林水産物、加工食品など）、海外展開のための展示会への出展など、海外展開に向けた取組み
  - イ ニューツーリズム展開支援  
長年地域に受け継がれている郷土料理をはじめ、農林漁業体験、農山漁村における暮らしの体験など、本県の農林水産資源を活かした着地型旅行商品の企画、開発、販売に向けた取組み
  - ウ 新商品・サービス開発等支援  
県産農産物を活用した、新商品、新サービス、新技術（生産技術等）の開発に向けた取組み
- ② 農商工連携支援事業（農商工連携支援機関が実施する以下の事業）  
農林漁業者と地域の中小企業者の連携体が実施する、農林水産資源を活用した新商品開発や観光サービスの開発等地域活性化を図るための取り組みを支援する事業

（助成金及び助成率）

第4条 助成金は、前条に規定する助成事業者が実施する助成対象事業を行なうために必要な経費であって、別表1に定めるもののうち、センターが必要と認めるものとする。

2 前条に規定する事業に対する助成率及び助成限度額は、それぞれ次のとおりとする。

（1）農商工連携事業

① 助成率

助成率は、2/3以内とする。

② 助成限度額

1事業あたりの助成限度額は、300万円とする。

なお、事業が複数年にわたる場合でも、1事業あたりの助成限度額は300万円とする。

（2）農商工連携支援事業

① 助成率

助成率は、10/10以内とする。

② 助成限度額

1事業あたりの助成限度額は200万円とする。

（助成期間）

第5条

（1）農商工連携事業

助成期間は、原則として交付決定の日から3年を限度とする。

（2）農商工連携支援事業

助成期間は、原則として交付決定の日から2年を限度とする。

(採択基準)

第6条 助成事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し採択するものとする。

(1) 農商工連携事業

- ① 農林漁業者と中小企業者及び農林漁業者とNPO法人等との連携が十分に構築されており、かつ、事業内容の熟度が高いこと。
- ② 助成事業の実施により、県産農産物の利用拡大が図られるとともに、付加価値の向上に結びつくなど、地域産業の活性化に高い効果が期待されること。
- ③ 助成事業を確実に遂行するために必要な自己負担分の資金調達に関し、十分な経済的基礎を有すると認められること。
- ④ 助成事業の実施及び経理その他の事務について、適確な管理体制及び処理能力を有すること。

(2) 農商工連携支援事業

- ① 助成事業の実施が確実であり、事業内容が妥当であること。
- ② 助成事業の実施により新たな事業化が見込まれる等、地域産業の活性化に高い効果が期待されること。
- ③ 助成事業を確実に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経済的基礎を有すると認められること。
- ④ 助成事業の経理その他の事務について、適確な管理体制及び処理能力を有すると認められること。

(助成金の交付申請)

第7条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(別記様式1)を別に定める期日までにセンターに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 センターは、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を「やまがた農商工連携ファンド助成事業審査委員会」に付して審査し、適正と認めるときは、助成金の交付決定を行い、助成金交付決定通知書により助成事業者に通知するものとする。

- 2 前項において、センターは、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、助成金の交付の決定をすることができるものとする。
- 3 センターは、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付の除外要件)

第8条の2 センターは、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの

(3) 団体でその役員のうちの前2号のいずれかに該当する者のあるもの

(助成金の交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、助成金の交付を決定する場合に付する条件とする。

- (1) 助成事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ、変更承認申請書（別記様式2）によりセンターの承認を受けなければならないこと。
  - ① 助成事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合。ただし、経費区分間の配分額の20パーセントを超えない軽微な変更を除く。
  - ② 助成事業の内容の変更をしようとする場合。ただし、事業目的に影響しない程度の軽微な変更を除く。
- (2) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業等の遂行が困難となった場合、速やかに助成事業遅延等報告書（別記様式3）によりセンターに報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）申請書（別記様式4）をセンターに提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 助成事業者は、センターが助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、センターの指示に従うべきこと。
- (5) センターは、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、各号に定める事項のほか、前条第1項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

(申請の取下げ)

第10条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付申請を取下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面をセンターに提出しなければならない。

(事業の遂行)

第11条 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって事業を遂行しなければならないが、いやしくも助成金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告)

第12条 助成事業者は、助成事業の遂行状況についてセンターから照会があった場合は、遅滞なく、助成事業遂行状況報告書（別記様式5）をセンターに提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したとき又は第9条の規定による中止（廃止）の承認を受けたときは、その日から30日を経過した日又は事業を完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書（別記様式6）をセンターに提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 14 条 センターは、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、助成事業者の実施した事業が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであることを確認し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第 15 条 センターは、前条により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を助成事業者に対し支払うものとする。

2 センターは、必要と認めるときは、助成金の概算払いをすることができる。

(助成金の交付決定の取消し)

第 16 条 センターは、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成金交付決定の内容、条件、その他法令若しくはこの要領に定める事項に違反したときは、助成金交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成金交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 センターは、助成金交付決定の取り消しをした場合には、その旨を助成事業者に対し速やかに通知するものとする。

(助成金の返還)

第 17 条 助成事業者は、前条の規定により取消しを受けた場合において、既に助成金の交付を受けているときは、助成金を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第 18 条 助成事業者は、前条の規定により交付を受けた助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の額（一部納付の場合はその額）につき年 14.5%の割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を求められ、これを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 14.5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 19 条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加したセンターが定める財産（以下「取得財産等」という）をセンターの承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保の用に供してはならない。

2 前項の規定によりセンターの承認を受けようとするときは、取得財産等の処分申請書（別紙様式 7）を提出しなければならない。

3 センターは、前項の承認をする場合、当該取得財産等が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過している場合を除き、取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(産業財産権の帰属等)

第 20 条 助成事業に基づく発明、考案等に関する産業財産権等は、助成事業者に帰属する。

2 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権等を助成事業年度又は助成事業年度の終了翌年度から 5 年以内に出願若しくは取得した場合には、産業財産権等取得等報告書（別記様式 8）により、センターに報告するものとする。

(助成金の経理等)

第 21 条 助成事業者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算し終了後 5 年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第 22 条 センターは、助成事業の適正を期すために必要があると認めたときは、助成事業者に対して、助成事業の実施状況について報告させ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第 23 条 センターは、この要領に定めるもののほか、助成事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1(第4条関係)

助成対象事業名	区 分	対 象 経 費
1 農商工連携事業		
海外展開等支援	謝 金	講師・外部専門家謝金
	旅 費	講師・外部専門家旅費、職員旅費
	事務費	会議費、会場設営運営費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、産業財産権導入費、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託費、展示会等出展経費、保険料、研修費、改良費（原材料費、デザイン料、外注加工費）、その他支援センターが特に必要と認める経費
ニューツーリズム展開支援	謝 金	講師・外部専門家謝金
	旅 費	講師・外部専門家旅費、職員旅費
	事務費	会議費、会場設営運営費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託費、研修費、モニターツアー経費、その他支援センターが特に必要と認める経費
新商品開発・新サービス開発等支援	謝 金	講師・外部専門家謝金
	旅 費	講師・外部専門家旅費、職員旅費
	事務費	会議費、会場設営運営費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、産業財産権導入費、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託費、展示会等出展経費、保険料、研修費、原材料費、機械装置・工具備品費、デザイン料、試作費、設計費、外注加工費、その他支援センターが特に必要と認める経費

助成対象事業名	区 分	対 象 経 費
2 農商工連携支援事業		
	謝 金	講師・外部専門家謝金
	旅 費	講師・外部専門家旅費、職員旅費
	事務費	会議費、会場設営運営費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託費、展示会等出展経費、保険料、その他支援センターが特に必要と認める経費